

農地法第3条調査書

議案3条の	1		
権利の設定/移転の種類		所有権の移転	
土地の所在		地 目	地 積
桜井市大字芝 * * *		田	1,121 m ²
譲受人		譲渡人	
住所 桜井市 * * * * *		住所 奈良市 * * * * *	
氏名 * * * * *		氏名 * * * * *	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該 当	
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号 地域調和	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域に協力し地域の取り決めに遵守し、農業上の農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に同調する等、取得後もいままですり同様に農地の利用を行うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

桜井市農業委員会事務局

農地法第3条調査書

議案3条の	2		
権利の設定/移転の種類		所有権の移転	
土地の所在		地 目	地 積
桜井市大字大西 * * *		田	376 m ²
譲受人		譲渡人	
住所 大和高田市 * * * * *		住所 桜井市 * * * * *	
氏名 * * * * *		氏名 * * * * *	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該 当	
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号 地域調和	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域に協力し地域の取り決めに遵守し、農業上の農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に同調する等、取得後もいままですり同様に農地の利用を行うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

桜井市農業委員会事務局

農地法第3条調査書

議案3条の	3		
権利の設定/移転の種類		所有権の移転	
土地の所在		地 目	地 積
桜井市大字巻野内***		畑	176 m ²
譲受人		譲渡人	
住所 兵庫県伊丹市*****		住所 大阪府大阪市阿倍野区 *****	
氏名 *****		氏名 *****	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該 当	
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号 地域調和	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域に協力し地域の取り決めに遵守し、農業上の農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に同調する等、取得後もいままですり同様に農地の利用を行うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

桜井市農業委員会事務局

農地法第3条調査書

議案3条の		4
権利の設定/移転の種類		所有権の移転
土地の所在	地 目	地 積
桜井市大字戒重***	田	1,335 m ²
譲受人	譲渡人	
住所 吉野郡東吉野村*****	住所 桜井市*****	
氏名 *****	氏名 *****	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該 当	
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号 地域調和	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域に協力し地域の取り決めに遵守し、農業上の農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に同調する等、取得後もいままですり同様に農地の利用を行うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

桜井市農業委員会事務局

農地法第3条調査書

議案3条の	5		
権利の設定/移転の種類		所有権の移転	
土地の所在		地 目	地 積
桜井市大字大福 * * *		田	598 m ²
譲受人		譲渡人	
住所 桜井市 * * * * *		住所 桜井市 * * * * *	
氏名 * * * * *		氏名 * * * * *	

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該 当	
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農地所有適格法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人 以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第6号 地域調和	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域に協力し地域の取り決めに遵守し、農業上の農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に同調する等、取得後もいままですり同様に農地の利用を行うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

桜井市農業委員会事務局

農地法第4条調査書

議案4条の		1	
申請人			
住所 天理市*****			
氏名 *****			
土地の所在	地目	面積 (㎡)	転用目的
桜井市大字小夫*** 外3筆	田	1,538	農地造成
土地の所在区域		都市計画区分	
市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域内	都市計画区域外
農業振興地域区分		農用地区分	
農業振興地域内	農業振興地域外	農用地区域内	農用地区域外
農地の区分	農地の区分の該当事項	判断理由	
第1種農地	第2の1の(1)のイの(ア)のa	おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。(一時転用)	

農地転用に関する許可基準

事 項	意 見	
・申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することはやむを得ないと認められるか	適当	不適當
・資力及び信用	適当	不適當
・転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あり	なし
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	確実	不確実
・行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確実	不確実
・農地以外の土地の利用の見込み	確実	不確実
・計画面積の妥当性	適当	不適當
・宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適当	不適當
・周辺農地に係る営農条件への支障の有無	なし	あり
・一時転用である場合はその妥当性	適当	不適當
・法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終了	未了

以上の通り、農地区分及び農地法第4条の許可基準から総合的に判断して転用はやむを得ないものと認める。

桜井市農業委員会事務局